

小田原市立酒匂中学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月策定

いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」第2条より

「いじめ」とは、児童生徒等が特定の児童生徒等を心理的又は物理的に攻撃する行為（作為であるか不作為であるかを問わないものとし、インターネットの利用その他直接に対面しない方法により行われるものを含む。）であって、当該児童生徒等に心身の苦痛又は財産上の損失を与えるものと認められるものをいう。

心身の苦痛を与える行為には、通常苦痛を感じないが当該行為を受けた児童生徒等は苦痛を感じるものをその事実を知りながら行うことを含む。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。いじめは多様な態様であることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることがないように努めることが必要である。

1 いじめ防止等に関する学校の考え方

(1) いじめ対策の基本理念

いじめは、すべての生徒に関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、生徒も大人も、次に掲げる事項を基本理念として行う。

- ①いじめがどの生徒にも起こり得るものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにする。
- ②いじめは生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることについて、生徒が認識することができるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い、及び自尊心を育む。
- ③いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた生徒の生命を保護すること及び、いじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識する。
- ④いじめを受けている者（受けた者も含む）の立場に立ち、かつ、その置かれている状況に応じ、最大限に必要な配慮をする。
- ⑤いじめ対策を推進することが社会全体で取り組むべき課題であることに鑑み、小田原市いじめ問題対策連絡協議会、学校、保護者、地域及び、その他の関係機関との連携の下に行う。
- ⑥いじめの態様及び背景が地域によって、また、個々の事案によって多様であることを認識し、地域の実情に応じた効果的な対策を行う。
- ⑦いじめ対策が生徒から容易に認識され得るものとして行われるとともに、生徒がいじめ対策に積極的かつ主体的に参加することを確保する。
- ⑧いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の生徒も含めた、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題である。

- ⑨いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるため、日頃から多くの大人の目で生徒を見守ることが必要である。

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組む。

また、地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進める。

①いじめの未然防止

○家庭や学校では、生徒の発達段階に応じ、人権を尊重し道徳心や規範意識を高める教育を通じて、“いのちを大切にする心”や“他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力”を育む。

- ・コミュニケーション能力等の育成で、好ましい人間関係の構築。
- ・情報モラル教育の充実に取り組み、適切に行動する態度を身に付ける。
- ・ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む。
- ・自分の存在が認められていること、必要とされていること、大切にされていることを意識できるよう、学校、家庭や地域において、大人たちとのふれあう機会を充実させる。

②いじめの早期発見

○わずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教職員の資質向上。

○定期的にアンケート調査や個人面談等による相談しやすいシステムや環境、雰囲気づくりと、生徒からの相談に真摯に対応。

○地域、家庭に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が生徒たちを見守り、育てる意識を持つように働きかけること。

○けんかやふざけであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

③いじめの早期対応・早期解決

○いじめを確認した場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、特定の個人が孤立したり、情報を抱え込んだりすることがないように、チームで組織的にきめ細かい対応をしていく。

○暴力を伴ういじめやインターネットを通じて行われるいじめについては、迅速な対応をとる。

○いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

○いじめを行った生徒に対しては、当該生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行う。なお、いじめられた生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。

○いじめを受けた生徒もやいじめを行った生徒だけでなく、すべての生徒に対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっかり指導をする。

○学級や部活動等のなかで、いじめを許容しない雰囲気を形成する。

- 単に謝罪を持って安易に解消している状態と判断せず、いじめを受けた生徒およびいじめを行った生徒を日常的に深く観察する。

④家庭との連携

- “いのちを大切に作る心”や“他者を思いやる心”を家庭と連携して育む。
- 家庭との連携の下に、問題をよりよく解決する。
- 一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行う。

⑤関係機関との連携

- 医療や福祉などの専門機関及び地域の青少年健全育成協議会等協力を得る。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察や児童相談所等の関係機関と連携して対処する。また、平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など情報共有体制を構築する。

⑥地域との連携

- いじめの問題は、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せている。対応が難しいケースもあることを認識し、より地域との連携が大切にする。
- 多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められること。
- PTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子供たちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築する。

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

①授業づくりでよりよい集団づくり

- 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。
- 「わかる授業」、「授業でより良い集団づくり」を目指すとともに、日々の教材研究を怠らず、生徒の学習意欲を高めるような授業づくりに努める。

②生徒たちの主体的な取組への支援

- 体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を築こうとする態度等道徳性を育む取組を進める。
- 地域の行事への参加、海岸清掃、公園清掃など、生徒のボランティア活動を積極的に働きかけ、地域貢献を推進する。
- 生徒会を中心とした、いじめ根絶への取組を支援する。

③校内研修会等の実施

- 教職員の資質向上のための研修会を設定することにより、生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努める。(Q-U分析・活用)

○教職員同士が、生徒の変容を察知し、情報交換できる職場の雰囲気づくりに努める。

④情報モラル教育の推進

○ネットいじめを防止するために、情報を発信する責任や自分で情報の必要性を判断する力を身に付ける**情報モラル教育**を、学級活動や技術科の情報等の授業や、講演会等さまざまな場面を使って推進するよう努める。
・学年別の携帯安全教室の実施（保護者向けも実施）

⑤家庭・地域・関係機関との連携

○PTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築する。
（酒匂中学区青少年健全育成協議会との連携 全校道徳）

⑥教職員の業務負担の軽減

○生徒と向き合い、家庭・地域・関係機関連携を図りつつ、いじめに適切に対応できるように業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図る。

（２）いじめの早期発見のための取組

①体制づくりと信頼関係の構築

○「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得る問題である」という認識を持ち、**日頃から生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに**、生徒との信頼関係の構築等に努める。
○担任やいじめを認知した教職員は、ひとりで抱えずに**複数で問題解決**に当たれるよう、校内体制作りを確立する。＊対応フロー図参照

②生徒会によるいじめ根絶への取組支援

○生徒会本部役員が中心として行っている、「いじめアンケート（年２回実施）」の分析をもとに生徒全体の問題として扱い、誰もが過ごしやすい学校づくりを生徒たち自らが考え行動できるよう支援する。

③定期的な教育相談の実施計画

○定期的な教育相談の実施（年２回）

- ・第１回 9月（夏期休業後） 担任と全生徒
- ・第２回 1月（冬期休業後） 生徒が相談者を選び全生徒実施

<内容>

- ・学習を含め学校生活等での困り感や悩みについて
- ・いじめや暴力を含む友人関係について

○三者面談の実施（年２回）

- ・第１回 7月（夏期休業前） 担任・生徒・保護者
- ・第２回 12月（冬期休業前） 担任・生徒・保護者

<内容>

- ・学習への取組について
- ・学校生活について

- ・学校生活や友人関係について

○家庭訪問の実施（１，２年生のみ）

- ・４月末～５月初旬　１年は全家庭、２年は基本的に全家庭

<内容>

- ・家庭生活について
- ・保護者から見た生徒の様子や困り感　など

④定期的なアンケート調査

○「思いやりアンケート」の実施（年２回）

- ・第１回　　５～　　６月（運動会直後）　全生徒が記名で実施
- ・第２回　　　　　　１月　　　　　　　　　全生徒が記名で実施

<内容>

- ・暴力や嫌がらせなどを受けているか
- ・暴力や嫌がらせをしてしまったか　　など

<対応>

- ・必要ある生徒は個別に担任から詳しく聴取し対応する。

⑤インターネットやスマホ（ライン）を通じたいじめの早期発見と手立て

○全校及び保護者を対象にした研修会を実施する。

- ・生徒・教職員向け　　４月に学年別に実施
- ・保護者向け　　１月の新入生保護者説明会・ＰＴＡ成人教育講座

⑥家庭・地域・関係機関との連携

- 保護者が家庭で生徒の異変に気がついた場合、担任にいち早く連絡できるような連絡体制を機会を捉え周知する。また、地域からの情報は教頭が窓口となり収集できるよう日頃より、地域関係団体との交流と信頼関係を構築する。
- 小田原市いじめ問題対策連絡協議会を中心に、関係機関との適切な連携を図るとともに、平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など情報共有体制を構築しておく。

⑦学校評価への位置づけ

- いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止が適切に行われているかを学校評価項目に位置づける。

（３）いじめの早期解決のための取組

①組織的な対応について

- 校内に「いじめ対策本部」は「生徒指導委員会」を母体とする。その構成は、管理職、学年生徒指導担当、生徒指導部長、生徒指導担当教諭、養護教諭、教育相談コーディネーターとし、必要に応じて当該生徒の在籍する担任及びスクールカウンセラーを含める。
- 「いじめ対策本部」では、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、早期解決のための方針を決め、必要に応じ該当学年教職員を緊急召集して、今後の指導計画について周知徹底する。

- 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、小田原市教育委員会とも連絡を取り、小田原警察署と相談して対処する。

【重大な事態の場合】

- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに小田原警察署に通報し、適切に援助を求めるとともに、小田原市教育委員会にもその旨を報告する。なお、いじめが「重大な事態」と判断された場合小田原市いじめ問題対策連絡協議会へ連絡を取り、対応を考える。

②被害生徒及び保護者への支援について

- 暴力をともしういじめがあった場合、医療機関に診察・治療してもらうなどの措置をとり、診断書も医師に書いてもらう。
- いじめを受けた生徒へは、最後まで守り通すことを伝え、被害の状況を詳しく聴き取り、事実関係を把握し記録する。
- 生徒から聴き取りした内容といじめ対策本部で提示した方針を含め、保護者への連絡を迅速に行う。原則は家庭訪問をして、家庭の意見や要望を丁寧に聞く。それによって、学校も柔軟かつ適切に対応する。
- いじめを受けた生徒が平穏な学校生活を再開できるよう、当該生徒及びその保護者に対して必要な支援を継続的に行う。

③加害生徒及び傍観者や集団に対する指導について

【加害生徒】

- いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行う。
- 被害者の生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに小田原警察署に通報し、適切に援助を求める。
- いじめを行った生徒からいじめるにいたった理由や経過等を詳しく聴き取り、いじめを受けた生徒からの聴き取り内容と照合する。
- いじめを行った生徒の保護者へは、事実と被害生徒の状況（怪我があった場合などの被害状況）を迅速に連絡し、今後の対応について学校と相談する。
- 生徒の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行う。
- いじめを受けた生徒及び保護者の意向にもよるが、謝罪の場を設定するなど、二度と繰り返さないよう、適切な措置を講ずる。

【傍観者】

- いじめを見ていた生徒からもその状況を聴き取り、傍観者から聞き取った内容と被害者、加害者から聴き取った内容を照合する。
- 傍観者も加害者と同じであることを気づかせ、適切な指導を行う。

【集団への指導】

- いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を損なう、絶対に許されない行為であること、いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の生徒にも責任があることなど毅然と指導する。

○生徒たち自らが、いじめを根絶するように生徒の主体的な活動を更に支援していく。

③家庭・地域との連携

- いじめを受けた生徒といじめを行った生徒双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。
- 連合自治会長会議等で、必要があれば、いじめの事案を報告し、地域でもいじめを許さないことや地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制をさらに強化することの協力体制を構築する。

④関係機関等との連携について

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組む。
- いじめを受けた生徒や、いじめを行った生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得るための連携を図る。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒やその保護者に対し、必要な情報提供・啓発活動を行う。また、専門機関とも連携し、講師招聘をするなど、最新の情報を生徒に伝え、犯罪防止に努める。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態

次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応する。

- ①いじめを受けていた生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - 自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等
- ②いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。)
- ③生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たる。

(2) 学校設置者または学校による対処

- ①重大事態発生 の 報告

在籍する生徒が、いじめを受けて重大事態に陥った場合、学校は、市教育委員会を通じて小田原市長に重大事態の発生について報告する。

②事実関係を明確にするための調査

小田原市教育委員会又は学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

ただし、調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた市教育委員会が判断する。

[判断の考え方]

- ア) 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合。
- イ) 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

③学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第22条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施する。

※外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④小田原市教育委員会が調査主体となる場合

小田原市教育委員会が行う調査は、市教育委員会の下に重大事態の調査組織を設置して行う。

なお、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、市教育委員会は、県教育委員会に要請し、必要な協力を依頼する。

(3) いじめを受けた生徒及びその保護者への情報提供

いじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行う。情報提供を行うに当たっての留意点

- 生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- 一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮。
- 調査のため実施したアンケートの結果は、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明する。

(4) 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、小田原市教育委員会を通じて、市長に報告する。

なお、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受

けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。そのため、調査を実施する小田原市教育委員会又は学校は、予め、そのことをいじめを受けた生徒又はその保護者に伝える。

(5) 調査結果の公表

いじめ重大事態に関する調査結果の公表については、事案の内容や重大性、いじめを受けた生徒および保護者の意向、公表した場合の生徒への影響等を勘案して、適切に判断することとし、特設の支障がなければ公表を行う。公表を行う場合、いじめを受けた生徒や保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

関係する専門機関

○小田原警察署生活安全課 少年係	電話	3 2 - 0 1 1 0
○神奈川県警察本部少年相談・保護センター	電話	3 2 - 7 3 5 8
○小田原児童相談所	電話	3 2 - 8 0 0 0 (代)
○小田原市青少年相談センター	電話	2 3 - 1 4 8 2
○小田原市教育委員会 教育指導課 相談電話	電話	3 3 - 1 7 2 9

学校からの報告等窓口

○小田原市教育委員会 教育指導課 指導係	電話	3 3 - 1 6 8 4
----------------------	----	---------------